

建築基準法第12条点検業務委託（松ヶ崎浄水場）

## 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

## 第1章 一般共通事項

### 1 委託業務名

建築基準法第12条点検業務委託（松ヶ崎浄水場）

### 2 委託期間

契約の日の翌日から令和8年7月31日まで

### 3 適用範囲

本仕様書は、松ヶ崎浄水場の建築基準法第12条点検業務委託に適用する。

業務は、仕様書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）に従い施行しなければならない。

### 4 疑義

仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

### 5 法令などの遵守

受注者は、業務の施行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

### 6 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

### 7 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 業務に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用
- (2) 第12項に必要な費用
- (3) 各種の試験及び検査に必要な費用
- (4) 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償
- (5) 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用
- (6) 高所の点検に要する足場等の費用
- (7) その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用

### 8 官公署への手続の代行

受注者は、業務の施行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへ届出などを必要とするものについて代行すること。

### 9 業務の中止

次の場合、発注者は業務の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- (1) 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- (2) 受注者に業務遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
- (3) その他、必要が生じたとき。

## 10 仕様変更

発注者は、必要がある場合には仕様変更を行う。

## 11 水及び電力

業務に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることができる。

## 12 提出書類

### (1) 着手時

受注者は、業務の着手前に、次の書類を局職員の指示に従い提出すること。

- |  |     |
|--|-----|
| ア 実施工程表  | 1 部 |
| イ 点検者通知書（資格者証等写しを含む）   | 1 部 |
| ウ 労働保険関係成立等証明願（労働者災害補償保険及び雇用保険）                                | 1 部 |
| ※労働保険料申告書（事業主控）、労働保険料納付書（領収証書）、<br>労働保険料等口座振替結果のお知らせのいずれかでもよい。 |     |
| エ 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）                               | 1 部 |

### (2) 完成時

受注者は、本業務終了後速やかに、次の書類を局職員の指示に従い作成し、提出すること。

- |         |     |
|---------|-----|
| ア 完成通知書 | 2 部 |
| イ 請求書   | 1 部 |

## 13 就業時間

就業時間は、休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く）とする。ただし、業務の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、事前に局職員の承諾を受けること。

## 14 承諾又は立会いを受ける事項

受注者は、次の各号についてはすべて局職員と事前に協議したうえ、承諾又は立会いを受けること。

- (1) 実施計画に関すること。
- (2) 業務に関連する第三者との協議に関すること。
- (3) 業務上支障となるものの処置に関すること。

## 15 保護養生

受注者は、業務の施行に当たり、既施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるときは、適切な保護養生を行うこと。

## 16 安全衛生管理など

受注者は、業務の施行に当たり、労働環境の安全衛生及び災害防止などについて、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行うこと。
- (2) 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意すること。
- (3) 業務中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行うこと。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めること。
- (4) 本業務は、浄水場での作業となるため、衛生の保持に努め、不潔な行為をしてはならない。
- (5) 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。
- (6) 法規に定められていない事項についても、局職員が必要と認めて指示する場合は実施すること。

## 17 公害防止

受注者は、業務の施行に当たって、公害関係法規（大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、振動規制法、悪臭防止法等）を遵守し、公害防止の措置を講ずること。

なお、法規に定められていない事項についても、騒音振動、悪臭などの公害の発生の防止に努め、局職員が必要と認めて指示する場合は、公害防止の措置を講ずること。

## 18 応急措置

天災などの異常事態が生じたとき、又は予想されるときは、発注者は、応急措置を命ずることがある。この場合、受注者は、速やかにこれに応じること。

## 19 労働保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式により労働保険関係成立等証明願等を提出しなければならない。

## 第2章 特記事項

### 1 委託する業務

本件は、以下の業務を行うものである。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、「防火設備」を点検し、その結果を報告する。
- (2) (1)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

### 2 点検の対象物

法第12条第4項の点検の対象施設（棟単位）は、別添2-1のとおりである。

### 3 点検の対象項目

- (1) 法第12条第4項に基づき、防火設備を点検する。  
点検する設備は、防火扉（随時閉及び常時閉）、防火ダンパー及び外壁の防火設備等。

### 4 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

#### (1) 法令

- ア 法第12条第4項
- イ 法施行規則第6条の2
- ウ 平成28年5月2日国土交通省告示第723号
- エ 令和7年1月29日国土交通省告示第53号

#### (2) 点検基準

- ア「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- イ「特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- ウ「防火設備定期検査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- エ「国の機関の建築物の点検・ガイドライン 令和3年版」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

#### (3) 参考資料

- ア「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」（京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課）
- イ「計画通知、適合通知」（管理本館増築の一部）
- ウ「防火区画図」（管理本館増築）

### 5 点検の資格

点検者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 防火設備検査員

## 6 貸与品

対象施設（棟単位）の貸与可能な資料、数量及び規格は、[別添 2-2](#)を参照すること。また、引渡場所は松ヶ崎浄水場、引渡時期は委託契約締結後、返却時期は業務完了時とする。

## 7 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙 1 部及び電子データ（エクセル形式）を提出すること。

- (1) 定期点検記録（点検様式 4-1）
- (2) 点検記録表（点検様式 4-2-1～4）
- (3) 点検結果図（点検様式 4-3）
- (4) 関係写真（点検様式 4-4）
- (5) 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 4-5-1）
- (6) 内訳書（参考様式 4-5-2）

## 8 その他

- (1) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、局と調整すること。
- (2) 点検に当たり、委託業務以外に、精密調査等が必要な場合は、局に報告すること。
- (3) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。
- (4) 受注者は、業務の一括再委託を行ってはならない。
- (5) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。
- (6) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。
- (7) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了後一括で支払う。



## 点検の対象施設（棟単位）一覧

	施設名	所在地	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	延べ面積 (㎡)	用途	機械換気設備の測定等※1 の点検の有無	排煙設備の測定等※1の 点検の有無
1	松ヶ崎浄水場 管理本館	京都市左京区松ヶ崎中海道町9番地	RC造	2	1	4871.86	事務所及びポンプ室	無	無

※1 測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいいます。

※2 一部実施とは、別添2-3のとおり点検を区分し測定等を一部実施することをいいます。

対象施設の貸与品一覧

施設名	建築物の敷地及び構造の点検資料 (1年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料 (1年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料 (2年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料 (3年前)	防火設備の点検資料 (1年前)	設計図(建築)	設計図(電気)	設計図(機械)	竣工図(建築)	竣工図(電気)	竣工図(機械)	計画通知書	取付けアスベストの分析結果資料	取付け石綿の劣化状況の調査結果資料	2007年松ヶ崎浄水場等アスベスト除去工事完成図等	その他改修工事完成図等
1 松ヶ崎浄水場 管理本館	○	-	-	-	○	-	-	-	○(1、電子jooes)	○(1、紙)	○(1、紙)	○(電子pdf)	-	-	○(1、紙)	○(1、紙)

(凡例)  
 ○：貸与可能であることを示す。  
 ×：貸与不可であることを示す。  
 -：該当がないことを示す。  
 数字：貸与可能な数量を示す。  
 電子：貸与品の規格が電子を示す。  
 紙：貸与品の規格が紙を示す。

- ※ 対象施設(棟単位)の所有する資料及び図面等を上表に示す。
- ※ 上表に示した資料及び図面等は、全て貸与が可能。
- ※ その他、改修工事の完成図が多数あり。ただし、すべての改修工事資料が、そろっているわけではない。

点検様式4-1

定期点検記録  
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

---

【1. 対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

---

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

---

【3. 点検による指摘の概要】

要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし

---

(第二面)

防火設備の状況等

---

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【ロ. 建築面積】 m<sup>2</sup>

【ハ. 延べ面積】 m<sup>2</sup>

---

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

---

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 ( 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

---

【4. 防火設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 号  
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 号  
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 ( 階)

全館避難安全検証法

その他 ( )

【ロ. 防火設備】

防火扉 ( 枚) 防火シャッター ( 枚)

耐火クロススクリーン ( 枚) ロドレンチャー ( 台)

その他 ( 台)

---

【6. 防火設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

---

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定)

予定なし

---

【8. 備考】

---

## 防火設備に係る不具合の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

## 1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

## 2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

## 3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「二」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫ 5欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

⑬ 6欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4.第三面関係

① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるものの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表  
(防火扉)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		扉の取付けの状況					
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		常閉防火扉	固定の状況				
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況					
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(7)		感知の状況					
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(10)			結線接続の状況				
(11)			接地の状況				
(12)			予備電源への切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(14)			容量の状況				
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(16)	再ロック防止機構の作動の状況						
(17)	総合的な作動の状況		防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況				
(18)			防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。

- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-2、点検様式4-2-3又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表  
(防火シャッター)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- [10] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- [12] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [13] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表  
(耐火クロススクリーン)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果		備考
			指摘なし	要是正 既 存 不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(13)			感知の状況		
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(15)			結線接続の状況		
(16)			接地の状況		
(17)			予備電源への切り替えの状況		
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(19)			容量の状況		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		
(23)			防火区画の形成の状況		

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することと構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表  
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果		備考
			指摘なし	要是正 既 存 不適格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)			感知の状況		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動作動装置	設置の状況		
(24)		手動作動装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			
(26)		防火区画の形成の状況			

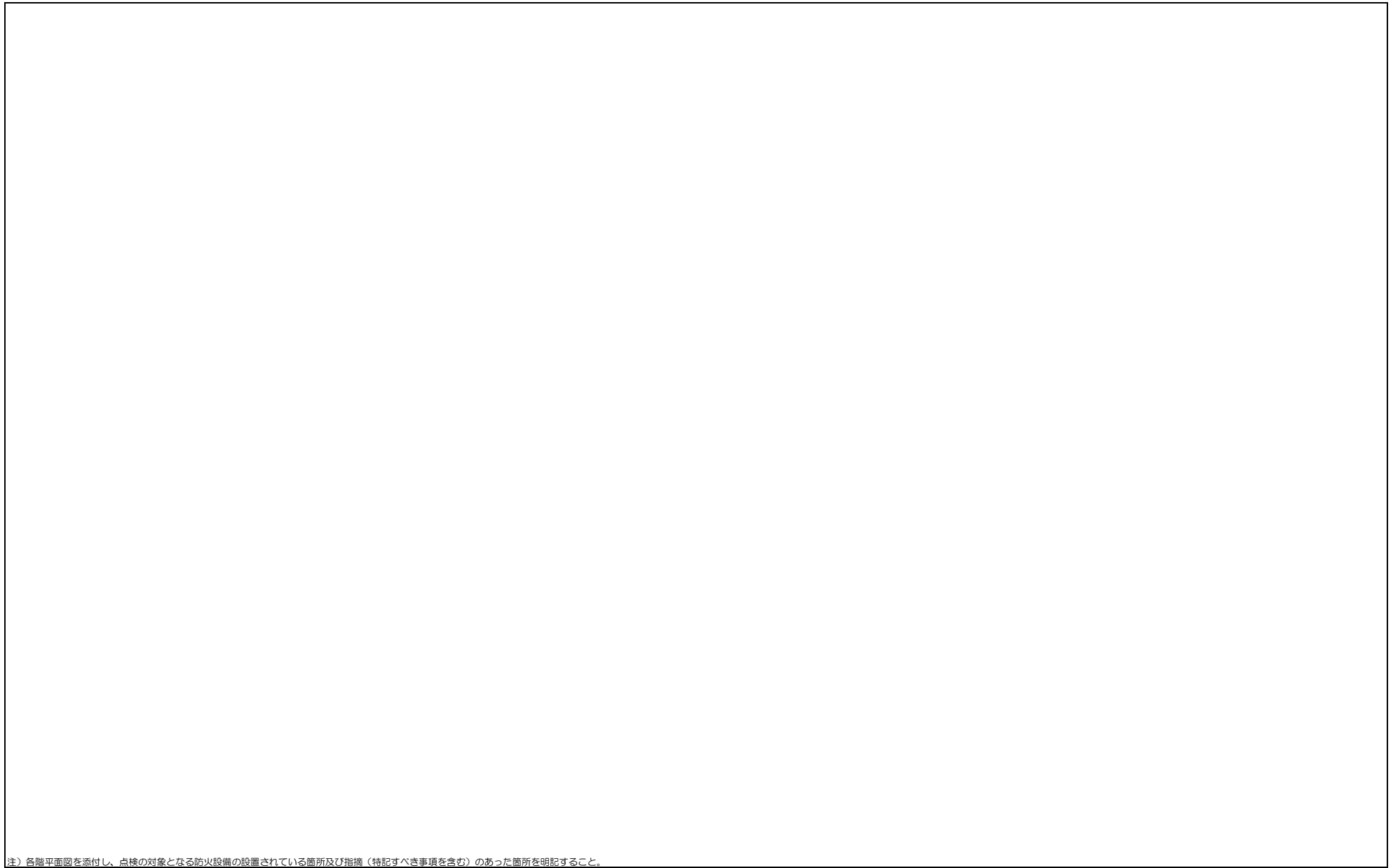
上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。



注) 各階平面図を添付し、点検の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真  
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

- (注意)
- この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4-2-1～4-2-4の番号、点検項目に対処したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「し」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「し」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する口にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。  
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯(原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式4-2-1～4-2-4「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式4-4「関係写真」に添付の写真を撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式4-5-2「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計(税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯(原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計(税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計(税込み)	

(注意)

- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式4-5-1「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
- ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
- ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。